

定 款

一般財団法人三洋化成社会貢献財団

一般財団法人三洋化成社会貢献財団

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人三洋化成社会貢献財団と称し、英文では、SANYO CHEMICAL Foundation for Social Contribution と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、化学を中心とした学術及びそれを担う人材の育成、環境保全、芸術・文化等の分野における社会貢献活動への支援と協力を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国及び海外諸国・地域において次の事業を行う。

- (1) 化学を中心とした学術振興への支援
- (2) 人材育成への支援
- (3) 京都を中心とした芸術、文化等の保護活動への支援
- (4) 環境保全活動への支援、協力
- (5) 社会ニーズに応じた社会貢献活動への支援、協力
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 この法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

京都市東山区一橋野本町 11 番地の 1
三洋化成工業株式会社
現 金 金 3,000,000 円

(財産の構成)

第7条 この法人の財産は、以下のものをもって構成する。

- (1) 設立時に拠出された財産

- (2) 設立後の寄附金品
- (3) その他の収益

(財産の種類別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及び一般財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - (3) 設立時に拠出された財産
- 3 一般財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由によりその一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画書、予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、公開するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、公開するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(選任)

第13条 評議員の選任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係のある者が含まれてはならない。
- 4 前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員会は補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の補欠の評議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の開始のときまでとする。ただし、評議員会の決議によってその期間を短縮することができる。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第15条 評議員が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 収益事業の開始・変更・廃止等公益事業以外の事業に関する重要な事項
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集及び通知)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったとき、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するには、理事長が評議員会開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会における決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第27条 当法人に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じ、副理事長1名、専務理事及び常務理事各若干名を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は相互にこれを兼ねることができない。
- 4 前条で定める理事及び監事の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員会は補欠の理事及び監事を選任することができる。
- 5 前項の補欠の理事及び監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、理事については選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の開始のときまでとし、監事については選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の開始のときまでとする。ただし、評議員会の決議によってその期間を短縮することができる。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、選任時に在任する他の理事の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第33条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受の決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (7) 重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (8) この法人の運営に必要な事項及び細則、規則、規程等の制定、変更及び廃止
- (9) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類と開催)

第38条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、定時理事会として毎事業年度2回以上開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 前2項にかかわらず、理事と監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったとき、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、理事長が理事会開催日の3日前までに、理事及び監事に対して、招集通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できない場合は、出席した理事の互選により定める。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、法令に別の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案に異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことにつき、理事及び監事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、理事会において決議に加わることができる理事の過半数の決議を経て、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会が選任及び解任する。

第9章 附 則

(設立時の評議員)

第50条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	白井 文
設立時評議員	樋口 章憲
設立時評議員	前田 浩平

(設立時の役員)

第51条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	安藤 孝夫
設立時理事	鳴瀧 英也
設立時理事	太田 篤志
設立時理事長	安藤 孝夫
設立時監事	山本 眞也

(設立初年度の事業計画書及び予算書)

第52条 この法人の設立初年度の事業計画書及び予算書は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、この法人成立の日から2020年1月31日までとする。

(設立者の住所及び名称)

第54条 設立者の住所及び名称は、次のとおりである。

京都市東山区一橋野本町 11 番地の 1
三洋化成工業株式会社

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。